

周辺市町村からの要望に基づく市域外延伸の基準

1 前提条件

区分	項目
関係者協議	地域公共交通会議等において、関係事業者間で経路、料金等の協議が調うこと
	公の施設の区域外設置に関し、関係自治体との協議が調うこと
運行条件	運行経路上の道路は6m（片側3m）以上の道路幅員が確保されていること
	交差点などにおいて、大型バスが支障なく方向転換できること（停止線の位置など）
	バス停予定地は警察・土木事務所・地先等の了解を得ていること
	バス停予定地は安全に乗降できるスペースが確保されていること
	バス回転場が確保されていること
その他	バス待機スペースが確保されていること
	関係自治体からの要望書があること
その他	現行の市バス料金体系で運行ができること

+

+

2 社会実験

区分	項目
利便性	名古屋市民が市域外の施設に移動する利便性が高まるか
将来性	将来的に一定の需要が見込まれるか
採算性	延伸区間に一定の利用が見込まれるか
関係者の協力	社会実験にかかる一定の費用負担があるか
	バス停施設の整備や走行環境改善などの協力があるか
	アンケート調査の協力があるか
	社会実験PRの協力があるか
その他	現行車両・人員の中で運行が可能な計画であるか

3 本格実施

区分	項目
利便性	アンケート調査などにより、名古屋市民の利用が確認できたか
	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市民の利用率 ・名古屋市民が利用した施設
将来性	社会実験をふまえて新たに需要増加が見込まれるか
採算性	延伸区間の運行費用を料金収入で賄えるか <ul style="list-style-type: none"> ・営業係数
関係者の協力	バス停施設の整備や走行環境改善などの協力があるか
	利用促進策など運行に対する支援があるか

社会実験をふまえ、本格実施した市バス路線については、3年ごとに利用状況等について検証する